

- ◆日本経済は停滞し、景気後退の危機に直面。
- ◆特に中小企業は、仕入価格の高騰による収益や採算の悪化、資金繰り悪化、小規模倒産の増加など、極めて厳しい状況。

景気後退を食い止め、早期に景気を回復軌道に乗せることが必要

今が正念場。思い切った税制改正で経済の構造転換・企業の体質改善が必要不可欠。

果敢に挑戦する中小企業の競争力強化や生産性向上への支援が必要

中小企業の成長なくして、景気回復や持続的かつ安定的な経済成長はありえない。

中心市街地活性化や地域産業振興など地域経済の活性化が極めて重要

地域の閉塞感・停滞感を一掃するため、政府・地方自治体は一体となって取り組むべき。

0.景気回復に資する特別項目

(1)設備投資・研究開発・耐震化促進等

○少額減価償却資産特例・中小企業投資促進税制等の時限的拡充、耐震改修時の特償率の拡充等

(2)住宅取得・消費拡大

○住宅のローン・省エネ・耐震化減税の拡充・延長等、住宅等に係る相続時精算課税制度の時限的拡充

(3)証券市場の活性化

○証券マル優制度(仮称)の創設、確定拠出年金制度におけるマッチング拠出の容認等

持続的な成長

早期の景気回復

中小企業・地域
経済の活性化

1.企業の競争力・成長力の強化

(1)事業承継税制の確実な制度化

- 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が中小企業経営者にとって使いやすい制度として平成21年度税制改正時に創設され、本年10月1日から確実に適用されたい
- 株式の生前贈与を促進するための税制措置や株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備等

(2)相続税

- 課税方式を含む相続税の総合的な見直しの検討の際は、あくまでも課税上の問題点を是正することを主眼とすべきであり、実務上の混乱を避ける観点からも大幅な制度変更は避けられたい
- 地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続の観点から、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないようにすべき

(3)中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し

- 中小企業の経営基盤強化に資する税制措置(人材投資促進税制、中小企業等基盤強化税制等の拡充・延長・恒久化)
- ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充
- 欠損金制度の改善、役員給与の損金算入制度の見直し
- 事業再生・再編の支援税制、社会保険料負担の減免等

(4)省エネ・低炭素経営の促進

- 省エネ・低炭素経営に対する支援(省エネ設備・機器普及促進)

(5)国際租税改革

- 海外子会社からの配当は、わが国では課税しない方式へ

(6)従業員に配慮した企業年金等制度の充実強化

- 確定拠出年金制度の拡充、特別法人税の撤廃、等
- 中小企業の退職給付引当金に対する損金算入制度の復活

(7)税と会計の関係

- 確定決算主義の維持。中小企業は商慣行等を踏まえ対応

2.地域経済の活性化

(8)土地税制等の見直しと中心市街地等の魅力向上のための税制措置

- 土地・建物に係る固定資産税の評価方法の改善・負担軽減
- 償却資産に係る固定資産税の即刻、廃止
- 特定の事業用資産の買換え等の特例措置の拡充・延長
- 中心市街地等の魅力向上のための税制措置

(9)住宅税制の拡充

- 住宅ローン減税の拡充(省エネ住宅向け優遇含む)・延長、住宅省エネ・バリアフリー・耐震改修促進税制の拡充・延長
- 住宅取得・改修等に係る費用を現金で支出した場合の税額控除制度の創設、等

(10)事業所税の廃止

- 事業所税は早急に廃止。特に中小企業は直ちに廃止

(11)地域産業の振興に資する税制措置

- 中小企業地域資源活用促進法、農工商等連携促進法、企業立地促進法に基づく税制措置の拡充・延長

(12)地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備

- 必要と判断される地方幹線道路や主要な空港・港湾を結ぶ幹線道路等については、十分な道路整備予算を確保した上で、着実かつ早急に整備すべき

(13)商店街活性化等に貢献する団体への税制措置

- 商店街活性化や街づくりに貢献する団体への税制措置

(14)国と地方のあり方と税制

- 国庫補助負担金改革と税源移譲
- 法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

3.経済社会の変化への対応

(15)大規模地震対策の促進

- 耐震改修促進法認定特定建築物の特別償却率(現行10%)を時限的に拡充(100%等)。特定建築物以外の建築物を特別償却の対象とし、特別償却率を時限的に100%等とする

(16)個人所得課税

- 個人消費が低迷している中、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない
- むしろ個人消費を拡大させるような税制措置を行うべき

(17)少子化対策・子育て支援のための税制の拡充

- 児童税額控除の創設等、子育て費用の所得控除の創設
- 事業所内託児施設関連資産に係る割増償却制度の延長等

(18)「証券マル優制度」(仮称)の創設等

- 「証券マル優制度」(仮称)の創設
- 金融所得課税の一元化の推進

(19)日本貿易保険の特殊会社化に伴う税制措置

- 特殊会社は国の事業を行うため、非課税とすべき

(20)公平・公正・効率的な納税環境等の整備

- 簡素な税制による必要最小限の納税事務負担
- 国税・地方税・社会保険料の徴収一元化
- 納税者番号制度の導入の検討
- 国・地方自治体における企業会計並みの情報開示の徹底
- 利子税・延滞税の軽減

(21)活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

- 商工会議所など公益性の高い法人の現行の課税制度は維持。特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認められたい

平成 21 年度税制改正に関する要望

平成 20 年 9 月 17 日
日本商工会議所

わが国の経済は、4 - 6 月期の GDP 成長率が 4 四半期ぶりにマイナス成長となるなど、米国の景気後退や資源・食料価格の高騰、個人消費の低迷などにより景気後退の危機に直面している。特に、原油・原材料価格高による上昇分の価格転嫁が困難な中小・零細企業は、収益や採算の悪化、資金繰り悪化、小規模倒産の増加など、極めて厳しい状況にある。

グローバル経済・少子高齢化の加速や資源・食料の需給ひっ迫の中、景気後退を食い止め、中小企業の底上げ・生産性向上、個人消費の拡大、地域経済の活性化・地域間格差の是正、環境に配慮した持続可能な経済社会等を実現するためには、今が正念場であり、財政・金融・税制等あらゆる政策手段を総動員して早期に景気を回復軌道に乗せるとともに、イノベーションの加速化や省エネ・省資源化、生産性の向上などにより、世界経済の構造変化に対応したわが国経済の構造転換や企業の体質改善が必要不可欠である。とりわけ、税制は企業や個人の行動に直接的に影響を与えるため、わが国経済の構造転換等を実現するには思い切った税制改正が必要である。

まず、果敢にチャレンジする中小企業の国際競争力の強化や生産性の向上、新しい価格体系に対応した体質改善に資する税制措置が必要である。全企業数の 99% を占め雇用の 7 割を支える中小企業の成長なくして、景気回復やわが国の持続的かつ安定的な経済成長はありえない。また、内需型の中小企業の活力を増進するには、GDP の 6 割を占める個人消費を拡大する税制支援が重要である。

さらに、地域の閉塞感・停滞感を一掃するため、政府は省庁の枠を超え、地方自治体と一体となって、中心市街地等の魅力向上や地域産業の振興など地域経済の活性化に取り組むべきであり、そのための税制措置の実現が必要である。なお、地域間格差の是正や国際競争力強化のためには、必要と判断される地方幹線道路や主要な空港・港湾を結ぶ幹線道路等の早期整備が不可欠である。

一方、財政健全化は重要な政策課題の一つであるが、まずは「無駄ゼロ」や特別会計改革などを通じて、剰余金を捻出したり、効率的な行政サービスを提供する体制を構築するとともに、国民生活に多大な影響を与えないで済む徹底的な歳出削減等を工夫して実施すべきであり、国民や事業者への安易な増税に頼ることなく、2011 年度までの基礎的財政収支の均衡化を堅持すべきである。

現在、今後の社会保障制度のあり方の検討の中で消費税の改正の議論があるが、まずは、将来にわたって国民が安心して暮らせる持続可能で信頼性の高い社会保障制度を設計した上で、その財源のあり方をしっかり議論する必要がある。仮に消費税の検討を行う際には、国・地方合わせた特別会計を含む歳出削減の進捗状況、消費税の改正がわが国の景気に与える影響、消費税の改正に伴う中小企業等への悪影響（価格転嫁が困難、事務負担増大等）の排除措置や逆進性対策等を、国民や事業者に明確に提示し、十分な理解を得ることが必要である。

以上を踏まえ、平成 21 年度税制改正にあたり、国際競争力・成長力の強化や生産性の向上を基本として、自ら努力している中小企業等を支援し、経済成長を促進する観点から、以下の事項の実現を強く要望する。

目 次

・景気回復に資する特別要望項目

(1) 設備投資・研究開発・耐震化促進等のための税制措置	4
(2) 住宅取得・消費拡大のための税制措置	4
(3) 証券市場の活性化のための税制措置	4

上記項目の中には、以下「重点要望項目」に含まれている項目もある。

・重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

(1) 事業承継税制の確実な制度化	5
(2) 相続税	5
(3) 中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し	5
中小企業の経営基盤強化に資する税制措置	
ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充	
欠損金制度の改善	
役員給与の損金算入制度の見直し	
事業再生・再編を支援する税制措置	
社会保険料負担の減免措置等	
(4) 省エネ・低炭素経営の促進	7
省エネ・低炭素経営の促進に対する支援	
「環境」を名目にした新たな税負担増反対	
(5) 国際租税改革	8
(6) 従業員に配慮した企業年金・退職金制度の充実強化	8
最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備	
中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度の復活	
特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現	
(7) 税と会計の関係	9

2. 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直しと中心市街地等の魅力向上のための税制措置	9
固定資産税の負担軽減等	
不動産の流動化促進に資する税制措置の実現	
中心市街地等の魅力向上のための税制措置	
(2) 住宅税制の拡充	10
(3) 事業所税の廃止	11

(4) 地域産業の振興に資する税制措置	11
(5) 地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備	11
(6) 商店街活性化や街づくりに貢献する組織・団体への税制措置	12
(7) 国と地方のあり方と税制	12
国庫補助負担金改革と税源移譲	
法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対	

3. 経済社会の変化への対応

(1) 大規模地震対策の促進	12
(2) 個人所得課税	13
(3) 少子化対策・子育て支援のための税制の拡充	13
(4) 「証券マル優制度」(仮称)の創設および金融所得課税の一元化の推進	13
(5) 日本貿易保険の特殊会社化に伴う税制措置	14
(6) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備	14
簡素な税制による必要最小限の納税事務負担	
国税・地方税・社会保険料の徴収一元化	
納税者番号制度の導入の検討	
国・地方自治体における企業会計並みの情報開示の徹底	
利子税・延滞税の軽減	
(7) 活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施	15

. 要望項目

1. 所得税関係	16
2. 法人税関係	16
3. 所得税・法人税共通関係	16
4. 消費税関係	17
5. 地方税関係	17
6. その他	18
7. 納税環境整備関係	18

別紙

平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望	19
1. 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の確実な制度化	19
2. 株式の生前贈与を促進するための税制措置	20
3. 株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備	21
4. 取引相場のない株式の評価方法の見直し	21

．景気回復に資する特別要望項目

これまでにない困難な状況に直面している日本経済や地域経済を再生させ、景気後退を食い止め、わが国経済を持続的成長軌道に乗せるためには、中小企業が現下の苦境を乗り越え活力を取り戻すとともに、低迷している個人消費の拡大や証券市場を活性化することが必要である。

税制は、新たな消費や投資を呼び起こすための「呼び水」として重要な手段であり、国内需要を喚起し、経済社会の活力を増進するためには、税制面からの支援が欠かせない。

このため、以下については特別な措置を講じられたい。

1．設備投資・研究開発・耐震化促進等のための税制措置

売上低迷や価格転嫁が困難なことに伴う収益の悪化に追い込まれている中小企業の底上げや生産性向上を図るためには、設備投資を促進する思い切った税制措置や欠損金制度の見直しが必要である。また、頻発する大規模地震に対応するための耐震化を促進する税制措置の拡充は、需要創出効果も期待できる。

中小企業の少額減価償却資産特例（現行30万円未満。即時償却）の時限的拡充

中小企業投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制等の適用対象や税額控除率・特別償却率の時限的拡充

設備投資の減価償却期間を、時限的に通常の半分または3分の1にする。

欠損金の繰戻還付措置の適用停止の撤廃

耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物について、特別償却率（現行10%）を時限的に拡充（100%等）するとともに、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、特別償却の対象としつつ特別償却率を時限的に100%等とする。

2．住宅取得・消費拡大のための税制措置

良質な住宅・住環境は安全・安心で豊かな社会を築き上げるためには必要不可欠なものであり、雇用を含め経済波及効果が極めて大きい住宅投資を促進する税制措置を、今こそ促進すべきである。なお、高齢者層の個人金融資産を若年・中堅層に移転させることは、住宅投資や個人消費の拡大などの需要創出効果が期待できることから、資産の世代間移転の円滑化のための税制措置を図ることが併せて必要である。

住宅ローン減税の拡充（省エネ住宅向け優遇措置、セカンドハウス含む）・延長

住宅省エネ改修促進税制の拡充・延長

住宅のバリアフリー改修促進税制の拡充・延長

耐震改修促進税制の拡充・延長

住宅取得・改修等に係る費用を現金で支出した場合の税額控除制度の創設

住宅等に係る相続時精算課税制度の非課税枠（現行3,500万円）の時限的拡充

相続時精算課税制度の非課税枠（現行2,500万円）、年齢要件（65歳以上）の時限的拡充

贈与税の基礎控除額（現行年間110万円）の時限的引上げ

3．証券市場の活性化のための税制措置

わが国の個人金融資産に占める株式等の保有割合は未だ10%程度であり、欧米を大きく下回っている。わが国経済を浮揚させるためには、証券市場の活性化が不可欠であり、「貯蓄から投資」への流れの促進により、1,500兆円に及ぶ個人金融資産の活用が重要である。

高齢者や小口投資家を対象にした「証券マル優制度」（仮称）の創設

確定拠出年金制度における掛金の本人拠出（マッチング拠出）の容認、拠出限度額の一層の引き上げ、中途引き出し要件の一層の緩和等

重点要望項目

1. 企業の競争力・成長力の強化

(1) 事業承継税制の確実な制度化

事業承継税制の抜本見直しについては、平成20年度税制改正大綱において、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定（本年5月成立。本年10月1日施行）を踏まえた上で、平成21年度税制改正時に「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されることが決定された。本制度が中小企業経営者にとって使いやすい制度となり、本年10月1日から確実に制度化されたい。

併せて、株式の生前贈与を促進するための税制措置や株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備、取引相場のない株式の評価方法の見直しを図られたい。（詳細は別紙「平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望」[19頁]を参照）

(2) 相続税

今秋の税制改正論議において、課税方式を含む相続税の総合的な見直しが検討されることになっているが、今回の見直しは、あくまでも課税上の問題点を是正することを主眼とすべきであり、実務上の混乱を避ける観点からも大幅な制度変更は避けられたい。その際、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続の観点から、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないようにすべきである。なお、わが国の相続税は、相対的に地価の高い大都市部に偏った負担構造となっており、制度変更の内容によってはその偏りを一層増大させかねないことに留意する必要がある。

(3) 中小企業等の経営基盤強化に向けた見直し

わが国の中小企業等は、少子高齢化の進展や経済のグローバル化による国際競争の激化、原油・原材料価格の高騰など、厳しい構造変化に直面しながらも、存続に向けて必死の経営努力を続け、雇用の維持や地域経済の安定化に大きな役割を果たしてきている。しかし、中小企業は経営資源に乏しく、交渉力が弱いため、仕入価格高騰分の転嫁が困難でかつ借入コストが高くなっており、中小企業はこれまで以上に厳しい状況に置かれている。

現在の景気後退を食い止め、早期に景気を回復軌道に乗せるためには、中小企業の経営力向上が必要であり、原油・原材料価格高に適応した体質強化に向けて、以下の点をはじめ、中小企業等の経営基盤強化に資する思い切った税制措置を講じるべきである。

中小企業の経営基盤強化に資する税制措置

法人税の中小企業の適用所得金額（現行800万円）の引き上げ等や、中小企業関係特例（人材投資促進税制、中小企業等基盤強化税制、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制、少額減価償却資産特例、交際費の損金算入特例、設立5年以内の中小企業者等に対する欠損金の1年間の繰戻還付措置等）の拡充・延長・恒久化など、中小企業の経営基盤強化のための税制措置を大胆に講じられたい。

ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

わが国経済の活力を将来にわたって維持・強化していくためには、ベンチャー・新規創業企業の存在が極めて不可欠である。平成20年度税制改正において、エンジェル税制が大幅に拡充されたところであるが、対象企業要件の緩和など、より一層拡充されたい。

さらに、創業後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除の創設や、創業後初めて所得が発生した年度とその翌3年間の法人税の50%減免措置など、ベンチャー・新規創業企業のスタートアップを支援するための税制措置を講じられたい。

欠損金制度の改善

課税上の期間損益の通算は、企業が中長期的な視点に立った経営を行う上で極めて重要である。欠損金の繰越期間については、平成16年度税制改正において7年に延長されたことは評価するものの、欧米先進国に比べて依然短く、また一部を除き欠損金の繰戻還付措置の適用が停止されている。グローバル競争がより一層激化する中、わが国企業が果敢にリスクのある事業に挑戦できる環境を整えるため、欠損金の繰越期間の延長や繰戻還付措置の適用停止の撤廃など、欠損金制度の見直しを早期に図るべきである。

役員給与の損金算入制度の見直し

平成18年度税制改正で役員給与の損金算入制度が大幅改正され、原則、役員給与の損金算入を認めず、法人税法34条（定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与）に規定する役員給与のみ、例外として損金算入を認めるという制度に改正された。そもそも、役員給与は職務執行の対価であり、原則、損金算入すべきものであるため、以下の点を含め、企業の役員給与の実態を踏まえた弾力的な制度となるよう見直すべきである。

- (ア) 法人税法34条で定める役員給与を支払う役員に、非常勤役員（監査役等）を加えること。
- (イ) 法人税法34条で認められている利益連動給与（第3号給与）について、経営者のインセンティブを向上し、企業の活力を高める観点から、一定の要件を満たした同族会社についても認めること。
- (ウ) 法人税法34条の規定で損金算入が認められる役員給与改定事由（法人税法施行令69条1項で定める役員給与改定事由）のうち、イ.通常改定については、事業年度開始から3カ月以内に限られており、3カ月以降は「特別な事情」がない限り認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態に鑑み、年度途中改定を広く認めること。
- (エ) 法人税法34条の規定で損金算入が認められる役員給与改定事由について、給与額を減額改定する場合はすべて認めること。特にハ.業績悪化事由の場合は、「著しい」悪化でなくとも、社員の給与を減額した場合や業績不振に陥った企業が再建計画に基づいて再建を行う場合、設備投資の増大等により資金繰りが悪化した場合などには、減額改定せざるを得ないのが実態である。そもそも「著しい悪化」状態に陥らないよう先手を打つのが企業経営であり、そのために自らの報酬を切り下げるのは経営者として当然の判断であることから、実態に即して見直すこと。なお、業績悪化改定事由の基準は早急に明確化すること。
- (オ) 「事前確定届出給与」の届出書の記載事項が多く、相当の労力を要する。例えば、非常勤の役員に対する年俸等を支給する場合にも、他の役員全員分の1年間の給与をすべて記入しなければならないことになっているが、事務負担軽減のため、記載事項を簡素化すること。

事業再生・再編を支援する税制措置

経営困難に陥っている中小企業が、過剰債務の圧縮や不採算部門からの撤退を図り、採算部門へ経営資源を集中することによって事業再生を進めることは、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から重要である。このため、中小企業が一定の私的整理手続きに従って、抜本的な負債の処理を行い、事業再編（事業譲渡や会社分割等）を伴った事業再生を図る場合において、登録免許税や不動産取得税の軽減措置を講じられたい。

また、再生が必要な企業では地方公共団体および金融機関一行のみと取引しているケースも多く、企業再生税制の適用を受けられないことから、債務免除を行う者の対象範囲に地方公共団体を追加する等により、企業再生の加速化を図るべきである。

なお、企業における事業の再構築を支援するため、産業活力再生特別措置法に係る特例措置の延長・拡充・創設を行われたい。

さらに、地域の経済や雇用を支えている中小企業の事業再生の加速化のため、中小企業再生支援協議会等が認定する再建計画に基づき、経営者やその同族関係者が会社に土地等の私財を提供した場合、提供側・受領側ともに課税が発生しないような特例措置を創設すべきである。

社会保険料負担の減免措置等

中小企業は、厳しい環境に置かれている中、必死に経営にあたり、雇用を維持しようと最大限の努力をしているところであるが、企業によっては社会保険料負担が重荷になっているのが実情である。このため、わが国の中小企業や従業員の雇用を守るためにも、一定の中小企業における社会保険料負担の減免措置を検討されたい。

なお、政府は、社会保障関係費抑制の一環で、政府管掌健康保険への国庫負担を削減し、その削減分を民間企業による健康保険組合などに強制的に肩代わりさせる方針が示されたが、歳出削減の名を借りた実質的な増税であり到底許されるものではない。

(4) 省エネ・低炭素経営の促進

恒常的な資源高に対応した省エネ・低炭素経営を促進するためには、省エネルギー化の推進によって生産性の向上や経営基盤の強化を図ることが極めて重要である。また、地球温暖化対策を一層推進するためには、企業や市民が環境に配慮した取り組みを自主的・前向きに行うことが不可欠である。

省エネ・低炭素経営の促進に対する支援

(ア) 省エネ・生産性向上のための設備等の導入等に係る税制措置の拡充

省エネルギー化や生産性向上に資する設備・施設の導入や研究開発を促進するため、「エネルギー需給構造改革投資促進税制」をはじめ、思い切った税制措置を講じられたい。また、資源生産性向上に向けた企業再編・企業間連携の促進のための税制支援を図られたい。

(イ) 省エネ住宅促進のための税制措置

省エネルギー住宅の取得・改修を促進するため、住宅ローン減税は省エネ住宅向けの優遇措置を講じるなど拡充した上で延長するとともに、「住宅省エネ改修促進税制」は対象住宅・控除額の大幅拡充を行った上で延長されたい。なお、現在、借入が対象要件となっているが、借入以外にも対象を拡充されたい。

(ウ)省エネ型の家電製品やガス・石油機器、太陽光発電設備等の普及促進

家庭における省エネ型の家電製品や照明器具、ガス・石油機器等への買い替えや、太陽光発電機器の設置を促進するための税制措置を講じられたい。

(I)自動車グリーン化税制の推進

自動車の排出ガスのグリーン化および燃費改善を図るため、排出ガス性能や燃費性能に応じて自動車税を軽減する等の自動車グリーン化税制を一層進められたい。

「環境」を名目にした新たな税負担増反対

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの総排出量に応じて課税する新たな税は、「環境と経済の両立」を阻害するものであり、「環境」を名目に、事業者・国民に対して新たな税負担増を求めることには反対である。

(5) 国際租税改革

現行の国際租税制度（全世界所得方式および外国税額控除制度）の下では、税制が一因となって、海外子会社の利益が過度に海外に留保される恐れがある。長期に亘って過度に海外に資金が留保されると、わが国の成長の源である研究開発や雇用の国外流出の懸念がある。

このため、わが国への海外子会社利益の還流を促進するため、多くの先進諸国と同様に、海外子会社からの配当について、恒久措置として、外国税額控除制度から国外所得免除方式（国外で生じた所得については海外での課税に委ねることとし、わが国では課税しない）に変更すべきである。

(6) 従業員に配慮した企業年金・退職金制度の充実強化

少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、企業においては、従業員の確保・維持に向けて、従業員の福利厚生の実質がより一層求められており、従業員の老後生活の実質と安定に資する企業年金・退職金制度を構築しやすい環境整備を図る必要がある。

最適な企業年金制度を構築しやすい環境の整備

最適な企業年金制度を構築するため、確定拠出年金制度においては、掛金の本人拠出（マッチング拠出）の容認や拠出限度額の一段の引き上げ、中途引き出し要件の一層の緩和、年齢・加入期間による制約の緩和、個人型確定拠出年金の対象拡充などの支援措置を講じられたい。

なお、企業年金の運用資産に課税する特別法人税（積立金残高の1.173%）については、掛金の拠出時および運用時は非課税、給付時は課税という年金税制の原則に立ち返り、凍結の期限（平成23年3月31日）を待つことなく直ちに撤廃すべきである。

中小企業における退職給付引当金に対する損金算入制度の復活

退職給付引当金に対する損金算入制度は平成14年度に廃止されたが、労働力不足に悩まされている多くの中小企業においては、従業員の確保のため福利厚生の実質が求められており、中小企業においては退職給付引当金に対する損金算入制度を復活されたい。

特定退職金共済制度の早急な法的整備の実現

特定退職金共済制度は、所得税法施行令を根拠としているが、将来的に安定した制度

とするためにも、受給権の保護等を担保する仕組みなどを盛り込んだ法的整備を早急に図り、適格退職年金からの非課税移換を実現されたい。

(7) 税と会計の関係

これまで、税と会計間の調整は、基本的に分離させず、両者の取扱いの差異を小さくする（税会調整方式）、中小企業・非上場企業を含め、課税所得の大きな変動や事務負担の増大を回避する（確定決算主義）、という方向で対応していたが、会計制度における国際的なコンバージェンス（共通化）のさらなる進展に伴い、今後、税制には馴染まない会計基準の見直しが行われ、税と会計の調整が困難となるケースも想定される。

しかしながら、元来、投資家をはじめ会計情報の利用者が限定的である中小企業・非上場企業においては、投資の意思決定に対する役立ちを重視する国際的なコンバージェンスに伴う会計基準を適用することは適切とは言い切れない。

そのため、税と会計の関係については、これまでの「確定決算主義」や「税会調整方式」を維持した上で、欧州諸国と同様に、会計基準を「連結」と「単体」に区分し、「連結」については国際的なコンバージェンスに対応していく一方で、「単体」についてはわが国のこれまでの商慣行等を踏まえつつ対応するよう検討されたい。

2 . 地域経済の活性化

(1) 土地税制等の見直しと中心市街地等の魅力向上のための税制措置

わが国の地価動向を見ると、都市圏の一部で上昇傾向が見られるものの、全国的には依然として地価の下落が続いており、地域間の格差が広がっている。特に多くの地方都市においては、中心市街地も含め未だ資産デフレから抜けられず、地域経済に大きな影響を与えている。資産デフレからの脱却を確実なものとし、中心市街地や地域経済を活性化するために、不動産の流動化・有効利用を促進するための税制措置が必要である。

固定資産税の負担軽減等

(ア) 土地に係る固定資産税

土地の実勢価格は一部の地域を除き下落が続いているにもかかわらず、商業地等における固定資産税の負担は依然として高水準で推移し、評価基準となる公示価格と実勢価格との乖離が続いている。負担水準の高い商業地等について、条例により一律に税額を減額できる制度が創設されたが、実際に条例を制定した地方自治体はわずか数カ所に止まり、期待されたほど実効はあがっていない。また、固定資産税評価は、登録免許税や不動産取得税などの課税標準に援用される重要な評価であるが、その評価のプロセスが不透明であり情報開示が求められている。

平成21年度に固定資産税の評価替えを迎えるにあたり、地域企業の競争力強化、地域経済の活力増進の観点から、商業地等に係る固定資産税の評価方法の改善・情報開示や税率引き下げ、負担水準の上限（現行70%）の引き下げ等により、固定資産税が過度な負担にならないよう適切な措置を講じられたい。少なくとも、現行の商業地等に係る条例減額制度は、その適用期限を延長すべきである。いずれの場合でも、中小企業に対してはさらなる負担軽減措置を講じる必要がある。

(イ)家屋に係る固定資産税

家屋に係る固定資産税の評価額について、現行では、再建築価格方式によって算出されているが、その算出方法は極めて複雑でありまた建築後の年数が経過しても一向に評価額が下がらない建物がある等、評価額が実態とかけ離れているとの指摘がある。

このため、評価の適正化の観点から、取得価額や収益力等を基準としたり、国税同様に減価償却を認めるなど、評価方法の抜本的な見直しを行うべきである。

(ロ)償却資産に係る固定資産税

償却資産に係る固定資産税について、国際的にも例外的な制度であり、わが国産業の国際競争力を削ぐことから、即刻、廃止すべきである。

少なくとも、免税点(現行150万円)を引き上げる、30万円未満の少額減価償却資産を対象外とする、備忘価格を残して全額償却とする、等の措置を講じられたい。

不動産の流動化促進に資する税制措置の実現

土地の取得コストを軽減し、土地の有効利用を通じて新しい産業構造への転換および地域経済の再生を図るため、以下の税制措置を講じるべきである。

(ア)特定の事業用資産の買換え等の特例措置(平成20年末で期限切れ)について、課税繰延率(現行80%)を100%に時限的に拡充の上、適用期限を延長すること。

(イ)登録免許税は金額等を課税標準としているが、「登記事務」に要する費用と比較して過重であるため、課税標準の多寡にかかわらず手数料程度(例えば、一律、数千円程度)へ引き下げること。

(ウ)上記(イ)の要望が実現するまでの間、最低限、住宅に係る登録免許税の軽減税率(所有権の保存登記0.15%(本則0.4%)、移転登記0.3%(本則2%)、抵当権の設定登記0.1%(本則0.4%))を延長すること。

(エ)不動産取得税を廃止すること。

(オ)上記(エ)の要望が実現するまでの間、最低限、土地および住宅用建物に係る不動産取得税の軽減税率3%(本則4%)および土地の課税標準額の半減措置を延長すること。

中心市街地等の魅力向上のための税制措置

人口減少社会の到来等に対応し、都市の既存ストックを活かしたまちづくりを進めるため、地域経済に影響の大きい衰退した駅前商業施設や虫食い状に発生した空地等について、取得のうえ再整備・集約等を行う都市環境改善事業(仮称)に係る特例措置の創設を図られたい。

さらに、都市や街の魅力を高め、自立した活力ある地域づくりを図るため、都市再生促進税制およびまち再生促進税制を拡充・延長されたい。

(2)住宅税制の拡充

良質な住宅・住環境は、安全・安心で豊かな社会を築き上げるためには必要不可欠なものである。わが国には中古住宅が多数存在しているが、大規模地震への対策、高齢化への対応、地球温暖化対策等の観点からも、その改修・建替えの促進は喫緊の課題である。

また、住宅建設は経済波及効果が大きいため、地域経済の成長・発展に大きな期待が寄せられており、景気が後退する中、GDPの6割を占める個人消費の拡大に向けて、新需要を

生み出す観点からも住宅の建設は重要な課題である。

このため、住宅税制が果たす役割の重要性を踏まえ、以下の税制措置を講じるべきである。

住宅ローン減税の拡充（省エネ住宅向け優遇措置、セカンドハウス含む）・延長

住宅省エネ改修促進税制の拡充・延長

住宅のバリアフリー改修促進税制の拡充・延長

耐震改修促進税制の拡充・延長

住宅取得・改修等に係る費用を現金で支出した場合の税額控除制度の創設

居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除における要件の緩和

住宅ローン利子所得控除制度の創設

（３）事業所税の廃止

事業所税は、人口の多い都市部にのみ課税され、自治体間の公平性の観点から問題であるとともに、対象都市部への新規開業や事業所の立地を阻害している。事業所床面積を課税標準とする資産割部分は固定資産税・都市計画税との二重課税という問題を抱えているほか、従業員数を課税標準とする従業員割は企業の成長を通じて従業員数を拡大しようという意欲を削ぐ一要因となっている。加えて、市町村合併により、新しい自治体の人口が基準（30万人）を超える場合には、新たに事業所税の課税が可能となる。平成17年4月に施行された合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）では、旧合併特例法と同様、5年間の課税猶予措置等を講じているものの、その期間が過ぎれば課税されることとなるため、市町村合併を阻害する一因にもなっている。

このため、事業所税については、早急に廃止すべきである。特に負担感が大きい中小企業については、直ちに廃止すべきである。

（４）地域産業の振興に資する税制措置

地域経済は依然として厳しい状況が続いている中、地域の自立的かつ持続的な発展に向けて、中小企業における地域の特産品開発や農商工連携、さらに、企業立地等を促進するため、以下の措置を拡充・延長すべきである。

中小企業地域資源活用促進法に基づく税制措置

農商工等連携促進法に基づく税制措置

企業立地促進法に基づく税制措置

（５）地域間格差是正や国際競争力強化のための地方幹線道路等の早期整備

道路は地域間格差の是正や地域活性化そして国全体の成長力強化のために必要不可欠な社会インフラであり、国際競争力を強化させる上でも極めて重要である。道路特定財源制度が平成21年度から一般財源化されるとしても、無駄を排し最小限のコストで整備する等の改善を行い、必要と判断される地方幹線道路や整備が極めて遅れている地域の道路は、十分な道路整備予算を確保した上で、着実かつ早急に整備すべきである。

また、国際競争力強化の観点から、主要な空港・港湾を結ぶ幹線道路等についても併せて整備されたい。

新たな整備計画にあたっては、最新の需要予測に基づき策定するとともに、費用対便益だけでなく、幹線道路とそのネットワークが持つ波及効果を重要視すべきである。

(6) 商店街活性化や街づくりに貢献する組織・団体への税制措置

改正まちづくり三法を活用して、コンパクトでにぎわいのある地域づくりに向けて新たな活動が活発化してきており、商工会議所をはじめ街づくり会社、地域商業活性化事業の企画・運営会社、非営利団体（NPO）等が、商店街活性化や街づくりに取り組んできている。こうした取り組みへの支援を強化するため、商店街のマネジメントを継続的に実施する機関等の取り組みに対する支援をはじめ、地域商業を活性化するための税制措置を講ずべきである。

(7) 国と地方のあり方と税制

国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、地方が主役となる真の地方分権体制を構築する観点から、国および地方が徹底した業務の見直しや歳出削減を行った上で、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、個性ある地方の構築に向けた地方の「自主・自立」を確保できる改革が必要である。

国庫補助負担金改革と税源移譲

国と地方の役割分担を明確化し、国が一定水準の確保に責任を持つべきものは国に残しつつ、地方が担うべき行政サービスについては、地方の行財政改革の徹底を条件に、国庫補助負担金を廃止し、相応の税財源および権限を思い切って地方に移譲すべきである。税源移譲の際には、現行の国と地方の業務比率が「4：6」であるのに対し、税収比率は「6：4」であることから、税収中立を前提として、国税の一定割合を地方税に切り替え、最終的には、財政調整機能に特化した新しい交付税と併せて税源配分も業務配分と同等の比率を確保すべきである。

法人への安易な超過課税・独自課税導入への反対

地方自治体においては、歳入確保のため、標準税率を超えた税率を設定したり、森林環境税などの独自課税を導入したりするところもあるが、その内容を見ると、法人への課税が多く、「取りやすいところから取る」といった姿勢が否めない。

新たな税負担を求める場合には、まず行政において、人件費を含めた徹底的な歳出を削減することが大前提であり、自治体の財政状況や独自税制の政策目的を住民等に対し十分説明することが、自治体の当然の責務である。

ましてや、十分な説明もなく安易に法人にのみ課税するようなことは到底許されない。

3. 経済社会の変化への対応

(1) 大規模地震対策の促進

近年、わが国において、大規模な地震が頻発しており、日頃の地震対策が大変、重要であることを再認識する必要がある。

現在、耐震改修促進法の認定計画に基づく特定建築物（多数の者が利用する3階かつ1,000平米以上等の建築物）の耐震改修を行った場合には、その工事に伴って取得等をする建物部分について、10%の特別償却ができる措置が講じられているが、特定建築物以外については

対象外となっている。

については、耐震改修のより一層の促進や景気浮揚の観点から、特定建築物について、特別償却率（現行10%）を時限的に拡充（100%等）するとともに、特定建築物以外の事務所や工場等の建築物について、特別償却の対象としつつ特別償却率を時限的に100%等とするなど、思い切った措置を講じるべきである。

（2）個人所得課税

税制は、そのあり様により、個人の生き方や働き方から経済社会にまで大きな影響を及ぼすものであり、経済社会の構造変化や経済情勢に十分配慮して、制度の見直しを行うことが必要である。平成17年6月に政府税制調査会から公表された「個人所得課税に関する論点整理」は、全体に税收確保の観点が色濃く出ており、増税を意図したものと感じられる。

もとより国および地方が自ら徹底した行政経費削減を行うことが必要不可欠であり、これら行政側の取り組みの成果が明らかになっていない段階で、安易に国民に追加負担を求めるようでは、到底国民の理解は得られない。

また、定率減税の廃止や社会保険料の引き上げ等の制度改定に伴う国民の負担増が続く中で、個人所得課税の増税論議は国民に心理的にマイナスの影響を与え、諸物価高騰等により伸び悩んでいる個人消費を冷え込ませ、景気後退に追い打ちを与えかねない。このため、当分の間、諸控除の縮減など、個人消費に水を差すような政策はとるべきではない。

むしろ、景気後退局面に入ったわが国経済を浮揚させるために、GDPの6割を占める個人消費を拡大させるような税制措置を行うべきである。

（3）少子化対策・子育て支援のための税制の拡充

少子化問題はわが国の将来を決する重要な問題である。第2次ベビーブーマー世代が30歳代半ばにさしかかるここ数年は特に重要な時期であり、少子化対策の早急かつ実効性のある施策を確立し、集中的に講じる必要がある。少子化対策のための財政支出は、将来の経済社会の維持・発展を支える基盤をつくる先行投資と認識し、最優先で財源を投入すべきである。

このため、子供を持つ個人の経済的負担の軽減の観点から、児童手当や奨学金制度の充実に加え、税制面においても、児童税額控除や給付付き税額控除、ベビーシッター代など子育てに必要な費用の所得控除の創設などを行われたい。

併せて、事業所内託児施設関連資産に係る割増償却制度の拡充・延長や従業員を対象とする育児支援サービスの提供に要する経費に係る法人税等の税額控除制度の創設、奨学金制度の充実に資する企業の設立する育英基金への税制上の支援等を図られたい。

（4）「証券マル優制度」（仮称）の創設および金融所得課税の一元化の推進

わが国の個人金融資産に占める株式等の保有割合は、未だ10%程度であり、欧米を大きく下回っている。わが国経済を浮揚させるためには、証券市場の活性化が不可欠であり、1,500兆円に及ぶ個人金融資産の活用が重要である。

このため、「貯蓄から投資」への流れを促進させるとともに、事業会社への投資資金の供給が拡大されるよう、高齢者や小口投資家を対象とした「証券マル優制度」（仮称）を創設されたい。

また、金融所得に関する課税方式を均衡化し、株式譲渡損益、配当等について損益通算を

広く可能とする「金融所得課税の一元化」をより一層、推進されたい。なお、その際、中小・ベンチャー企業などへの資金供給を容易にする観点から、損益通算の対象に非上場株式を含められたい。

(5) 日本貿易保険の特殊会社化に伴う税制措置

貿易保険は、企業の輸出代金や投資が、戦争や国連制裁などによる送金禁止などで回収不能となるようなカントリーリスクをカバーしており、日本の企業の輸出や投資には不可欠である。わが国では当初、政府が直接業務を行っていたものの、平成14年より独立行政法人日本貿易保険がその業務を担っている。プラント、船舶・車両、機械などの大型の輸出案件のほとんどが貿易保険を活用しているのに加え、年間で2万件、約6千億円もの中小企業の輸出にも活用されている。

「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定)」において、独立行政法人日本貿易保険については、「経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する」ことが決定されたが、その特殊会社は、営利事業ではなく貿易保険という国の事業を行うこととなるため、法人税等は非課税とするなど所要の税制措置を講じられたい。

(6) 公平・公正・効率的な納税環境等の整備

簡素な税制による必要最小限の納税事務負担

申告納税方式を採用しているわが国では、納税者は納税のため多大な事務負担が課せられている。また、近年、税制は簡素であるという基本原則から離れ、複雑化しており、例えば、特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の所得計算や減価償却制度の減価償却費の計算、研究開発促進税制の増加試験研究費の計算など、納税者にとって非常に複雑かつ煩雑な事務が増えており、納税者の生産性の向上が阻害されている。政府・地方自治体は、納税者の事務負担も徴税費用としてしっかり認識すべきである。

このため、税制改正にあたっては、納税者にとって分かりやすい簡素な税制にするとともに、納税者に過度な事務負担を強いることは厳に避けなければならない。

国税・地方税・社会保険料の徴収一元化

国税・地方税・社会保険料の徴収は、国税庁、地方自治体、社会保険庁、労働局など個別の徴収機関によって縦割りで行われているが、課税ベースの多くが重複しているわが国の状況を鑑みると、一体的徴収を進めている欧米諸国と比べて、納税者側・徴収側双方に余計なコストがかかっている。少子高齢化の進展に伴う労働力不足が懸念されるわが国において、経済成長の実現に向けて、中小企業とりわけ小規模企業の生産性向上が強く求められており、企業の発展に資する前向きな活動に労働力・コストを振り向けることができるような環境整備を図るため、納税事務負担を軽減させる必要がある。

このため、まずは国と地方において課税ベースが重複している税目(個人所得税・個人住民税・事業税・社会保険料、法人税・地方法人二税)等の徴収機関を統一するなど、現在、国税と地方税、税と社会保険料に分かれている徴収体制の一元化を進めるべきである。

納税者番号制度の導入の検討

経済活動のボーダーレス化、金融資本取引の多様化、電子商取引の拡大や電子申告・

納税制度の導入などIT化の進展の中で、適正かつ公正、効率的な課税を実現するため、納税者番号制度の導入を検討する時期にきていると考える。

ただし、検討する際は、事業所得など個々の取引の把握に関する限界も念頭に置きつつ、導入する場合のコスト・ベネフィットを十分勘案し、個人のプライバシーが漏れることがないよう情報漏えい防止に万全を図るとともに、目的外利用の範囲の明確化や罰則の設置、目的外利用を監視する第三者機関の創設など、納税者の不安を払拭できる十分な措置を講じるべきである。なお、税と社会保険料の徴収一元化の観点からの検討も視野に入れるべきである。

国・地方自治体における企業会計並みの情報開示の徹底

財政再建はわが国にとって重要な政策課題の一つではあるが、まずは、国・地方自治体は、負債ばかり強調せず、資産も含め、一般会計・特別会計双方とも、企業会計並みの情報開示を迅速に実施すべきである。その際、企業と同様、監査法人等による会計監査を受けるのは当然のことである。

その上で、行財政のスリム化を図り、効果的・効率的な行政運営を展開し、より質の高い国民・住民サービスの提供を行うべきである。

利子税・延滞税の軽減

現行の利子税は、所得税・法人税については年7.3%と特例基準割合（現行4.7%）のいずれか低い割合、相続税・贈与税については原則、年6.6%と特例割合（現行4.2%）のいずれか低い割合、で計算している。

一方、現行の延滞税は、（A）納期限の翌日から2カ月を経過する日までは年7.3%または特例基準割合（現行4.7%）のいずれか低い方、（B）2カ月経過以後は年14.6%で計算している。

しかし、いずれの割合も、昨今の金利情勢に照らしてあまりにも高率であり、資金繰りの厳しい中小企業に過酷な負担を強いている。利子税は延納期間の約定利息の性質を有し、延滞税は遅延利息に相当するものであるため、市中金利との格差を踏まえ、利子税・延滞税の利率を軽減すべきである。また、延滞税の軽減割合の適用期間（現行2カ月）は拡大されたい。

予定納税に関して、予定納税時期の納税が遅れた場合にも延滞税が課せられているが、予定納税は前払い的な性格を有するものであるため、予定納税時期の納税が遅れた場合の延滞税の課税を廃止すべきである。

（7）活動実態を踏まえた非営利法人課税の実施

中小企業・小規模事業者の振興や地域の再生・活性化に取り組んでいる商工会議所など特別法に基づいて設立された特に公益性の高い非営利法人については、その公益的な活動を促進するために、現行の課税制度を維持した上で、むしろ、特定公益増進法人等以上の寄附金優遇を認めるなど寄附金制度を拡充すべきである。

．要望項目

1．所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人が負担する介護に要する費用について、現在、医療費控除の対象外となっている介護費用も含め、介護費用に係る所得控除制度を創設すること。
- (3) 将来の介護資金の確保に備え、介護保険への加入を促す観点から、現行の生命保険料控除と区別して、介護保険料を創設すること。
- (4) 給与所得者が職業能力の開発・向上に資する自己啓発を行った場合の費用を特定支出控除の対象とすること。
- (5) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した所要の税制措置の実現を図ること。

2．法人税関係

- (1) 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置については、平成 19 年度税制改正の見直し後の適用状況等を踏まえ、廃止も含めてそのあり方を十分検討すること。
- (2) 中小企業等の貸倒引当金に関する特例措置について、適用期限を延長すること。
- (3) 事業協同組合等の留保所得の特別控除について、適用期限を延長すること。
- (4) 企業経営に係る費用的性格の高い支出である交際費については、全額損金算入するのが筋であり、特に中小企業においては早急に全額損金算入を認めること。
- (5) 中小企業における従業員の安定的な確保のため、職場環境の充実や能力向上に資する施設の設置・運営経費等に係る減税措置を創設すること。
- (6) 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (7) 外客旅行容易化法の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置（ウェルカム税制）について、延長すること。
- (8) 法人の土地譲渡益重課制度を廃止すること。

3．所得税・法人税共通関係

- (1) 減価償却制度について、以下の措置を講じること。
平成 19～20 年度で大幅な改正がなされたが、技術革新等に対応するため、さらに耐用年数の短縮化を図る。
平成 10 年 4 月以降に取得した建物については、償却方法が定額法に限定されており、定率法も選択できるようにする。
償却可能限度額の廃止に伴い、平成 19 年 3 月末以前に取得した減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した場合、残存簿価 5%分をその後 5 年間で均等償却できることになったが、企業の事務負担軽減の観点から、中小企業や小規模企業を中心に、一括償却できるよう見直しを行う。
- (2) 中小企業の成長力強化に資する費用（知的財産権の取得費用、経営コンサルティング費用、ISO 取得費用、BCP 作成費用等）の税額控除制度を創設すること。
- (3) 中小企業等が排出する機密書類を再生紙としてリサイクルする「エコマーカ事業」について、紙の焼却を行わないことによる二酸化炭素の排出削減と紙リサイクルの推進

の観点から、本事業の利用促進に資する税制措置を講じること。

- (4) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る特別償却制度の創設及び固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を延長すること。
- (5) 同族会社等の行為計算否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を、法令で明確に規定すること。
- (6) 一般公害防止用設備投資について特別償却制度の特例措置について、適用期限を延長すること。
- (7) 固定資産の減損会計の適用による減損損失について、損金算入を認めること。
- (8) 経営革新計画の承認を受けた中小企業者等に対する特例措置について、適用期限を延長すること。
- (9) 「民間が担う公共」への資金面での支援を促す観点から、寄附金控除限度額の大幅な引き上げや適用下限額の撤廃など、寄附金税制のさらなる充実を図ること。

4.消費税関係

- (1) リース取引を賃貸借処理している場合には、消費税の仕入税額控除は、初年度一括控除とリース期間中分割控除との選択性とする。
- (2) 請求書等の内容を補う記載がある帳簿は、消費税の仕入税額控除を適用できる帳簿とみなすこと。
- (3) 滞納防止の観点から、前事業年度の消費税額が60万円以下の事業者でも、自ら希望する場合は中間申告ができ、その回数も任意に選択できるよう制度を改めること。
- (4) 納税者の利便性を図る観点から、消費税においても1カ月間の申告期限の延長制度を創設すること。
- (5) 消費税と以下の税との二重課税を解消すること。
石油に課せられる税（揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税など）
自動車に課せられる税（自動車取得税）
嗜好品に課せられる税（酒税、たばこ税、たばこ特別税）
その他の税（印紙税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税、法人事業税の外形標準課税）

5.地方税関係

- (1) 法人住民税均等割額の損金算入を認めること。
- (2) 法人事業税への外形標準課税を撤廃すること。ましてや将来、外形標準課税の対象範囲が拡大されることは、絶対にはあってはならない。
- (3) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税等の課税標準の特例について、所要の見直しを行った上で、延長すること。
- (4) 低公害車にかかる自動車取得税の特例について、所要の見直しを行った上で、延長すること。
- (5) 自動車Nox・PM法にかかる自動車取得税の特例について、所要の見直しを行った上で、延長すること。
- (6) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る特別償却制度の創設及び固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を延長すること。
- (7) スーパー中枢港湾の特定国際コンテナ埠頭において、港湾管理者の認定を受けた民間事業者（認定運営者）が国の無利子貸付制度の適用を受けて取得する荷さばき施設等に係る特例措置について、延長すること。

- (8) 法人住民税の均等割課税標準となる資本金等の額について、欠損填補による無償減資を行った法人に対し、資本金等の金額から無償減資等の額を控除する措置を講ずること。
- (9) 「森林環境・水源税」の導入は行わないこと。
- (10) 平成10年より課税が凍結されている地価税は、直ちに撤廃すべきである。

6. その他

- (1) 信用保証協会の抵当権設定登記等に伴う登録免許税の軽減措置を延長すること。
- (2) 印紙税を廃止すること。
- (3) 少なくとも、不動産売買契約書などの印紙税の軽減措置を延長すること。

7. 納税環境整備関係

- (1) 税制改正に関し、税制改正大綱の公表前に、税制改正内容を広く一般に公開し、納税者の意見を反映させる仕組みを導入すること。
- (2) 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引要件の緩和等所要の改善を図ること。
- (3) 更正の請求をすることができる期間を5年とすること。
- (4) 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書などの提出期限を、前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- (5) 納税事務負担に配慮して、個人事業者の確定申告手続については、平日夜間や休日も税務署において受け付けること。
- (6) 苦情処理機関の中立性の確保・整備のため、以下の措置を講じること。
審判官の中立性・公平性・法律専門性を確保するために、法曹有資格者を増加させ、関係省庁の人事ローテーションから切り離すなどして第三者性を高める。
取り扱う事件の範囲を、国税に限定することなく地方税にも拡大する。
- (7) 国税・地方税等の徴収一元化が実現できるまでの間、納税事務負担の軽減、徴収事務の効率化、税務職員の削減に向けて、順次、以下の取り組みを行うこと。
国税・地方税の書類の様式や納付期限、納付窓口等を統一する。
地方自治体毎に異なる書類の様式や手続、納付期限、納付窓口等を統一する。
e-tax(国税)とeLTax(地方税)を統合し、恒常的な税額控除制度を創設する。
上記が実現するまでの間、以下の装置を講じる。
(ア)e-tax(国税)について、税額控除額(5,000円)を拡充し、一度限りでない恒常的な制度とする。なお、操作を簡便化した使い勝手のよいソフトを開発されたい。
(イ)eLTax(地方税)について、導入自治体の一層の拡大や税額控除制度を創設する。
コンビニエンスストア収納、クレジットカード決済、電子収納など支払方法の多様化を進める。
法人による法人税や消費税の振替納税を導入する。
中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにする。

平成21年度事業承継円滑化のための税制改正に関する要望

平成 20 年 9 月 17 日
日本商工会議所

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代だけにとどまらず、雇用や従業員の生活、取引先や関連企業の事業・経営、さらには地域社会にも多大な影響を及ぼすものである。このため、中小企業およびその経営者が事業承継対策に過度に悩まされることなく、技術革新や新規分野へのチャレンジに専念し、ダイナミックに事業発展を遂げたり、後継者が承継した経営資源を活用して、思う存分、第二創業などに取り組むことができる環境整備が必要である。

商工会議所は昭和39年以来、事業承継税制の確立・拡充の実現に向けて粘り強く要望してきた。その結果、事業承継の円滑化に向けた累次の税制措置等が講じられてきたことに加え、平成20年度税制改正大綱において、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定(本年5月成立。本年10月1日施行)を踏まえた上で、平成21年度税制改正時に「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されるという「事業承継税制の抜本的拡充」が行われることとなった。全国の中小企業においては、本制度の創設・運用に大いに期待しているところである。

ついては、今後、本制度が中小企業経営者にとって使いやすい制度となり本年10月1日から確実に制度化されるなど、事業承継の円滑化に向けた支援策が拡充されるよう、下記事項の実現を強く要望する。

なお、今秋の税制改正論議において、課税方式を含む相続税の総合的な見直しが検討されることになっているが、今回の見直しは、あくまでも課税上の問題点を是正することを主眼とすべきであり、実務上の混乱を避ける観点からも大幅な制度変更は避けられたい。その際、地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続の観点から、中小企業の円滑な事業承継の妨げにならないようにすべきである。

記

1. 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の確実な制度化

(1) 猶予税額の免除要件

猶予された相続税額が免除される場合の明確化

平成 20 年度税制改正大綱によると、5年間の事業継続期間経過以降、後継者(事業承継相続人)が相続税の納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、猶予税額が免除されることになっているが、その「一定の場合」に、会社が倒産した場合、次の後継者に納税猶予対象株式を生前贈与して事業の継続を図る場合、を含められたい。

事業継続期間経過後に譲渡した株式の時価が猶予税額等を下回った場合の措置

平成 20 年度税制改正大綱によると、事業継続期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で納税猶予の対象となった株式の総数等に

対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額および相続税の法定申告期限からの利子税を納付することになっているが、株式の時価が猶予税額と利子税の合計額よりも下落している場合には、その時価を納付額の上限とするよう措置されたい。

(2) 「特定同族会社事業用宅地特例」と本制度の併用

被相続人が所有し会社の事業に供していた一定の土地(特定同族会社事業用宅地)が円滑に後継者に承継されることは、事業承継にとり極めて重要である。このため、特定同族会社事業用宅地特例(400平米までの事業用宅地について相続税の課税価格を80%減額)と本制度の併用を、是非とも認められたい。

(3) 本制度の適用対象外となる資産管理会社等の要件

経営承継円滑化法省令(本年9月公布)において、資産管理会社等が定められたが、今後、税法において、本制度の適用対象外となる資産管理会社等が同省令において定められた内容にさらに要件が付加される場合には、持株会社あるいは不動産管理会社であるからといって一律に資産管理会社等に該当すると整理しないなど、中小企業の経営実態に即して定められたい。

(4) 事業継続期間経過後の組織再編を阻害しない措置

経営承継円滑化法省令において、事業継続期間内において、納税猶予制度を選択した企業が組織再編を行う際に、一定要件を満たす場合には、納税猶予の対象となった株式等を保有し続けているものとみなすことになっているが、事業継続期間経過以降においては、事業承継相続人が組織再編に係る相手方の会社の株式以外の対価を受け取っていない場合には、納税猶予の対象となった株式等を保有し続けているものとみなすなど、本制度が当該企業の自由な組織再編を阻害することがないように配慮されたい。

(5) 利子税の十分な軽減

平成20年度税制改正大綱によると、事業継続期間内に経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全部および利子税を、また、同期間経過後において納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額および利子税を、それぞれ納付することになっているが、利子税の負担を危惧するあまり後継者が納税猶予制度の活用を躊躇することがないように、利子税については十分な軽減措置を講じられたい。

(6) 雇用要件が未達となった場合の猶予期間の設定等

雇用の8割維持について、雇用人数に欠員を生じた場合、その時点の雇用情勢や景気情勢によっては迅速な人員補充が難しいことも考えられる。8割を下回った場合、即座に要件未達と判断することなく一定の猶予期間を設けるなどの措置を検討されたい。また会社分割等の組織再編があった場合、一社だけでなく全体の雇用数で判断するよう検討されたい。

2. 株式の生前贈与を促進するための税制措置

中小企業における計画的な事業承継の促進のため、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の適用対象に、相続時精算課税制度を利用して生前贈与した自社株式や今

後生前贈与する自社株式を含めるなど、株式の生前贈与を促進するための税制措置を講じられたい。

3．株式の信託を活用した事業承継に係る環境整備

中小企業の事業承継の一層の促進のため、事業承継手段の選択肢を増やす観点から、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の適用対象に、株式の信託を活用した場合を含めるなどの措置を講じられたい。

4．取引相場のない株式の評価方法の見直し

取引相場のない株式は、中小企業が経営努力により企業価値を向上させればさせるほど評価額が高くなる一方で換金性がないことから、後継者の相続税負担が重くなり、事業者の意欲を阻害する要因となっている。

今般、創設が決定した「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」は、このような相続税負担を軽減する画期的な制度であるが、同制度の施行後といえども、親族間等で分散した株式の後継者による買い戻し、後継者以外に自社株式を相続する共同経営者の相続税負担など、過大な株式評価が支障となる場合がある。

このため、円滑な事業承継を可能とする観点から、引き続き、取引相場のない株式の評価方法の見直しを検討されたい。

以上